

第2期新潟市医療計画の策定について

1. 第1期新潟市医療計画

(1) 計画策定の経緯

医療計画は、医療法第30条の規定に基づき、都道府県ごとに策定することが義務付けられている「医療提供体制の確保を図るための計画」である。新潟県においては「新潟県地域保健医療計画」として策定され、その中で新潟市は、3市1町から構成される新潟保健医療圏域と定められている。しかし、有する社会資源（医療機関等）の違いや、少子高齢化の進展，社会構造の変化の進展速度の違いから、医療圏の統一的な取組みは困難となっていた。このことから、本市の現状と課題に即した医療提供体制を構築するため、「新潟市医療計画」を策定することとした。

(2) 計画期間

平成26年度から平成32年度（令和2年度）までの7年間

（ただし、災害医療は平成28年度から平成32年度までの5年間）

(3) 計画内容

より地域の特性を反映しやすい四分野に特化した計画を策定

- ①救急医療…必要な救急医療が提供される体制づくり
- ②精神疾患…必要な精神科医療が提供される体制づくり
- ③在宅医療…生き生きと住み慣れた地域で暮らせる新潟市づくり
- ④災害医療…必要な災害医療が提供される体制づくり

(4) 進行管理

| | |
|---------------------|---|
| 中間評価 (平成29年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の4年度目に、施策の実施状況や成果・課題，各分野の協議体（※）における検討事項などを踏まえて，中間評価を行った。 ・中間評価の結果を踏まえて，計画期間後半（平成30年度から32年度）における事業内容の見直しや重点化，新たな課題への対応などを行った。 ・中間評価にあたっては，市民および医師会員を対象とした「新潟市医療に関する意識調査」を実施し，計画期間後半における取組みの参考とした。※救急医療対策会議，在宅医療・介護連携推進協議会など |
| 進行管理 (平成30・31年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施状況や成果・課題，各分野の協議体における検討事項などを踏まえて，進行管理を行った。 |
| 最終評価 (令和2年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の最終年度に，施策の実施状況や成果・課題，各分野の協議体における検討事項などを踏まえて，最終評価を行う。 ・最終評価の結果も踏まえて，第2期計画（令和3年度から）の策定を行う。 ・最終評価にあたっては，中間評価と同様，「新潟市医療に関する意識調査」を実施し，第2期計画における取組みの参考とする。 |

2. 第2期新潟市医療計画

(1) 計画策定の趣旨

現行の「第7次新潟県地域保健医療計画」は、5疾病・5事業（※）及び在宅医療等に係る医療連携体制の構築を図るための計画を策定している。また、保健医療圏別に重点取組方針を策定しており、新潟圏域（3市1町：新潟市・五泉市・阿賀野市・阿賀町）においては、「救急医療」と「在宅医療」が重点課題となっている。

5疾病・5事業及び在宅医療等のうち、「救急医療」・「災害医療」・「在宅医療」については、本市の現状と課題に即した医療提供体制を構築するため、市として取り組む必要があることから、「第2期新潟市医療計画」を策定することとした。また、「精神疾患（認知症を含む）」については、「救急医療」・「災害医療」・「在宅医療」の横断的な取組みが必要となってきたことから、それぞれの施策の中に盛り込むこととする。

※5疾病・5事業

5疾病…がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患（認知症を含む）

5事業…救急医療・災害医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療

(2) 計画の位置づけ

新潟市が目指す姿の実現に向けたまちづくりについて示した「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」を上位計画とし、新潟県が策定している「第7次新潟県地域保健医療計画」や新潟市が策定している計画のうち「新潟市医療計画」に関連する計画との整合性を図りながら計画を策定する。

(3) 計画期間

令和3年度から令和5年度までの2年間

<参考>

第7次新潟県地域保健医療計画

平成30年度から平成35年度（令和5年度）までの6年間

(4) 計画内容

第1期医療計画

- ①救急医療
- ②精神疾患
- ③在宅医療
- ④災害医療



第2期医療計画

- ①救急医療
- ②在宅医療
- ③災害医療



精神疾患（認知症を含む）は、それぞれの施策の中に盛り込む。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて

(1) 厚生労働省から各都道府県へ通知（令和2年5月12日）

第7次医療計画の中間見直しについて、見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えない。

(2) 新潟県の対応

令和2年度に予定していた中間見直しが、次年度にずれ込む可能性はあるが、各分野の見直し作業は、今年度から予定どおり進める。なお、令和5年度までの計画期間は変更しない。

(3) 新潟市の現状

令和2年度に実施を予定している取組みの進捗が遅れており、次年度にずれ込む可能性が大いにある。また、医療計画について協議する会議の委員は、医療関係者が大多数のため、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、会議の開催が難しい。

(4) 新潟市の対応

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-------------------------------|-------------|-------|
| 第1期計画の取組み実施 意識調査の実施（7月） 第1期計画の最終評価 | 第1期計画の取組み実施 ※令和2年度に終了しない場合 | 第2期計画の取組み実施 | |
| 第2期計画の策定 | | | |